生駒市監査委員告示第９号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定により実施した平成２８年度財政援助団体等監査の結果について、同条第９項の規定により下記のとおり公表する。

平成２８年１２月２０日

生駒市監査委員　藤 本 勝 美
生駒市監査委員　井 上 圭 吾
生駒市監査委員　白 本 和 久

記

1　監査の種別

地方自治法第 199 条第７項の規定による公の施設の指定管理者の監査

2　監査の実施期間

平成２８年９月１３日(火)～同年１０月２１日(金)

3　監査の対象

生駒ふるさとミュージアムの指定管理者である株式会社地域文化財研究所における平成２７年度指定管理業務

当該業務を所管する生涯学習部生涯学習課における指定管理者の指定等に係る事務

4　監査の観点及び方法

指定管理業務については、適切に指定管理業務が執行されているかについて、事業報告書等関係諸帳簿及び証拠書類の提出を求めて確認・照合を行うとともに、必要に応じて担当者から事情を聴取する方法で、監査を実施した。

市所管課に対しては、関係書類を審査するとともに、指定管理者の指定等に係る事務及び指導監督が適切になされているかに主眼をおいて監査を実施した。

5　指定管理者の概要

平成２５年１月１５日現在

名称	株式会社地域文化財研究所
本店	大阪府東大阪市岩田町一丁目１７番９号
法人設立	平成２０年５月８日

目的	１．埋蔵文化財の発掘調査、研究及びこれらに関するコンサルタント業務 ２．埋蔵文化財及びその他文化財の整理、修復、写真撮影、登録及びこれらに関するコンサルタント業務 ３．文化財に関する資料、報告書、書籍等の企画、発行、販売及び古書の売買 ４．文化財に関する各種ツアー、講演会、イベント、展示会等の企画、製作、運営 ５．博物館、資料館等の文化財関係施設の管理、運営 ６．上記各号に附帯関連する一切の業務

6　指定管理業務等の概要

(1) 管理施設の概要

文化的に価値のある本市の貴重な建造物であり、かつ、登録有形文化財である旧生駒町役場庁舎を永く保存するとともに、郷土の歴史文化に関する資料を保存し、及び展示し、もって郷土の歴史文化の普及、市民文化の発展及び郷土愛の高揚に寄与するための郷土資料施設である。

施設名称	生駒ふるさとミュージアム
所在地	生駒市山崎町１１番７号
建築年代	昭和８年
開館年月日	平成２６年２月１日
構造、規模等	建物の構造：木造平屋建(桟瓦葺、一部鉄板葺)、木造軸組工法、布基礎 敷地面積：1,183.83 ㎡　延床面積：515.44 ㎡ 施設：展示室、郷土情報室、資料閲覧室、作業体験室、多目的室等
備考	もともと生駒町役場庁舎であった建物が、平成２２年に和風建築官庁の好例として、国の登録有形文化財(建造物)に指定された。その後、平成２４から２５年度にかけて、郷土資料館として利用できるように改修し、平成２６年２月１日開館した。

(2) 指定管理業務の範囲

ア　施設の事業の実施に関する業務

(ｱ)　来館者サービス業務

(ｲ)　学芸業務

(ｳ)　その他の業務

イ　施設の利用に関する業務

(ｱ)　施設の利用許可に関する業務

(ｲ)　入館の制限に関する業務

ウ　施設の維持管理に関する業務

(ｱ)　清掃業務

(ｲ)　警備業務

(ｳ)　建物設備保守点検管理業務

(ｴ)　環境衛生管理業務

(ｵ)　展示室・収蔵庫に関する業務

(ｶ)　薬刈等業務

(ｷ)　特殊建築物検査業務

(ｸ)　軽微な補修・修繕等

エ　施設の管理運営に関する業務

(ｱ)　運営事務に関する業務

(ｲ)　防犯・防火対策に関する業務

オ　その他施設の管理に関し、教育委員会が必要と認める業務

(3)平成２７年度指定管理業務等について

事業報告書によると、以下のとおり展示、講習会及び毎月のイベント等を実施していた。

○展示

年月日	展示内容
H27.4.1～5.31	万葉の歌と生駒 ほか
H27.5.31～7.19	石造物のパネル展示
H27.6.2～7.2	家形埴輪展示
H27.6.7～30	七夕飾り　作業体験室等
H27.7.20～8.21	夏休み特別展示「異界をのぞいてみよう」
H27.8.1～30	戦争展示
H27.8.6～30	船形埴輪展示
H27.9.1～30	「綿づくりと木綿製品」パネル展示
H27.10.24～11.29	秋季特別展「お墓の話-古代の人のあの世へのお見送り方-埋葬の歴史からみる死生観」
H27.11.3～29	子ども学芸員展

H27.12.1～H28.1.31	古記録に残された中世の生駒
H28.2.1～3.31	移り行く昭和の生駒の風景～ボランティア会議の成果から～
H28.2.20～3.31	ひな人形展示
H28.2.13～3.13	冬季企画展「生駒山が見た昔のくらし-おこめづくりの道具たち-」

○講演会(自主事業)

年月日	テーマ	受講者数(人)
H27.4.29	生駒が生んだ戦国武将-鷹山弘頼の栄光と挫折-	44
H27.5.30	松永久秀の虚像と実像	43
H27.6.27	家形埴輪をめぐる諸現象から古墳時代社会を考える	22
H27.7.4	墓誌の話	27
H27.8.29	船形埴輪出現の歴史的意義	27
H27.9.5	石造品から見た生駒輿山墓地の歴史	21
H27.10.17	ヤマト王権、王の光と青銅鏡-卑弥呼から継体大王まで-	30
H27.11.28	秋季特別展講演会「石仏・石塔の再利用と霊魂観」	34
H27.12.19	中世生駒の石造物	26
H28.1.30	都の寺と山の寺-生駒葛城と吉野大峰-	37
H28.2.20	冬季企画展講演会「地形と農作-生駒と北河内の農具-」	12
H28.3.26	考古学からみた道昭の足跡	21

○イベント(自主事業)

年月日	テーマ
H27.4.18	登録有形文化財の生駒ふるさとミュージアムを写生しよう
H27.5.9	おはなしハイキング
H27.6.5	歴史ハイキング「長弓寺と上町の歴史文化」
H27.7.28～30	夏休み子ども学芸員プロジェクト
H27.8.9	夏休みの工作や自由研究にも！「竹」でおもちゃを作って、学ぼう
H27.9.27	江戸時代の綿づくりと木綿織り
H27.10.16	歴史ハイキング「乙田の人形浄瑠璃と南生駒の史跡」

H27.11.21	特別展に伴う史跡巡り
H28.1.6	お正月イベント「家族、友達と一緒に♪お正月遊び・餅つき」
H28.2.13	お米のクランチチョコでミニ三角縁神獣鏡を作ろう
H28.2.27	わらを使って馬を作ってみよう
H28.3.20	草木染めに挑戦！玉ねぎ染めでハンカチづくり♪

○調査・研究に関する業務

主に指定管理者の本社において、本市が文化財として保有している瓦、須恵器等の整理作業(画像加工・台帳作成)、一分コモリ遺跡４次遺物実測・写真撮影業務及びガラス乾板台帳作成・デジタル化作業等を行った。

このほか、くずし字入門講座(全６回)、２１件の小学生等団体による館内見学の受入れ、市内中学生の職場体験の受入れ、生駒ふるさとミュージアムＰＲキャラクター名の決定及びボランティアの募集等を行った。

(4)指定管理料及び利用料金等について

平成２７年度指定管理業務を実施した指定管理者に対し、市は 26,538,000 円を支払った。また、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制を採用し、指定管理者は生駒ふるさとミュージアム条例で規定している多目的室の使用に係る料金及び特別展観覧料を指定管理者の収入として収受している。

なお、基本協定書第３２条において、利用料金収入、サービス提供収入、企画事業収入及び指定管理料収入の合計が自主事業を除く管理運営経費の合計を上回る場合、当該利益相当分の５０％を市に納付すると定めている。修繕料については、別に平成２７年度の年度協定書において、指定管理料のうち修繕に係る費用（金 128,570 円）について、指定管理者は会計年度終了時に本年度の精算を行い、残金が生じた場合は市に返納すると定めている。

(5) 指定管理者の指定について

- 指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第3項、生駒ふるさとミュージアム条例第６条の規定に基づき実施されている。
- 市のホームページ等において、指定管理者の募集要項等の配布を平成２４年１１月３０日から行った。また、指定管理者を広く募るため、類似施設において指定管理業務の実績がある事業者（７事業者）に対して、生駒市から募集要項等を送付している。

  応募にあたっては、説明会への参加を必須条件としており、１７事業者が説明会に参加した。申請書類の提出については、平成２５年1月１８日を期限に定めた。
- 応募した２事業者を対象として、「生駒ふるさとミュージアム指定管理者候補者に係る生駒市プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき設置さ

れた、生駒ふるさとミュージアム指定管理者候補者に係る生駒市プロポーザル審査委員会（委員７名）が、「コンセプト、主たる業務、組織・体制、５ヵ年収支予算の方針と計画について、団体の安定性」の評価項目に照らし合わせて評価する書類審査、個別のプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、指定管理者候補者を決定している。また、指定管理者候補者の選定結果（評価項目、評価結果）については、市のホームページに掲載し公表している。

・　指定管理者候補者については、平成２５年３月に市議会の議決を経て、指定管理者に指定されている。
・　指定管理期間は、平成２６年２月１日から平成３０年３月３１日までの４年２ヶ月間としている。

7　平成２７年度年間施設利用状況（事業報告書より）

	目標	実績
来館者数	13,500 人	10,588 人
多目的室稼動数	180 件	290 件

8　指定管理経費の収支状況

項　目		決算額
	指定管理料	26,538,000
	利用料金収入	165,675
	来館者サービス収入(コピー機使用料等)	10,640
	企画事業収入	59,600
	施設管理運営に係る収入計	26,773,915
	自主事業	695,360
収入合計		27,469,275
	消耗品費	428,795
	印刷製本費・印刷機保守料	190,618
	光熱水費及び電話代	1,218,563
	修繕費	129,500
	通信運搬費(インターネット代金等)	131,422
	保険料	21,810
	総合管理業務委託料(清掃、警備)	3,361,343
	人件費	11,185,780
	事業費	9,459,899
	収蔵管理費	912,000
	ＮＨＫ受信料	13,990
	施設管理運営支出計	27,053,720

自主事業	791,110
支出合計	27,844,830
収入合計－支出合計	-375,555

9　監査の結果

監査の対象に係る事務の執行については、以下のとおり、改善等が必要であると思われる点が見受けられたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき措置を講じられるとともに、その講じられた措置を通知されたい。なお、事務処理上改善を要する軽微な事項については、事務局職員から担当職員等に直接指導を行った。

(1) 指定管理者の指定

指定管理者募集要項及び仕様書、指定申請書、生駒ふるさとミュージアム指定管理者候補者に係る生駒市プロポーザル審査委員会の審査結果表等関係書類を確認した結果、指定管理者の指定手続はおおむね適正に行われているものと認められた。ところが、当該関係書類において、法令等に定められている教育委員会の権限に関するものか否かに関わらず、宛名等をすべて市長に統一していた。指定管理者の指定処分及び審査委員会の設置等について、教育委員会の権限に属する事項であるのか市長の権限に属する事項であるのか整理したうえで、書類を作成されたい。

(2) 収支決算における利益の算定について

基本協定書第３２条によると、指定管理業務に係る利益とは、利用料金収入、サービス提供収入、企画事業収入及び指定管理料収入の合計から管理運営経費(自主事業に要する経費を除く。)を除いた金額のことである。しかし、実際は指定管理業務と自主事業を混同していたこともあり、協定書と異なる算定方法に基づいて、一会計年度における利益を計算していた。ついては、基本協定書に則った収支計算書を作成されたい。

(3) 事業費について

収支決算書の事業費の項目について、予算額は8,021,430円となっているが、事業計画書等において調査研究の具体的な事業内容及びその積算が示されていない。また、決算額は9,459,899円となっており、予算を大幅に超過しているが、事業報告書では簡潔な記載しかない。教育委員会で口頭により業務の報告を受けているとのことだが、現状は決算額の妥当性を十分に検証していないと言わざるを得ない。

ついては、指定管理者において、事業計画書に調査研究等の業務内容を具体的に記載し、事業報告書に事業費の明細を分かりやすく表示されたい。また、教育委員会においては、当該業務の専門性が高いことを踏まえて、単価や業務量を確認するにあたり、事業計画を精査するとともに定期的に業務日誌を閲覧する等検査方法を工夫することにより、当該業務の透明性を確保されたい。

(4) 施設使用許可等について

生駒ふるさとミュージアム条例に基づき、指定管理者が施設の使用を許可し、市長が承認した料金で多目的室使用料及び特別展観覧料を指定管理者の収入として収受し、市長が定める特別の理由があるときは減免することができることとなっている。これについてみると、施行規則と異なる様式の施設使用許可申請書を使用し、利用料金の承認手続きをせず、指定管理者が独自に無料招待券を発行する等の状況が見られたので、条例等に則った事務を実施されたい。

(5) 指定管理者との委託契約について

指定管理業務の監査の過程において判明したことであるが、市はガラス乾板焼付(写真の現像)業務について、ガラス乾板の台帳作成等を行う指定管理者が「特殊技能人材を唯一保有している」ため、契約の相手方が同社に限られることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないと随意契約理由書に記述し、指定管理業務とは別の契約として、指定管理者に委託した。

しかし、聞き取りによれば、指定管理者は当該業務を再委託しており、随意契約理由書の内容は明らかに誤りであった。今後、随意契約をするにあたっては、事前に十分な調査を尽くし、契約の相手方が限られる理由を適切に示されたい。